



2日間の研修で新たな介護サービスの担い手になれる！



緩和した基準によるサービスの担い手養成研修 受講者募集

介護保険法の改正により、介護職員初任者研修修了者（旧2級ヘルパー）等でなくとも、一定の研修を受けた方が要支援者等に対して、調理や掃除、買い物等の生活援助を提供できるようになりました。当協議会では、緩和した基準によるサービスである「総合事業訪問生活援助」に従事するために必要な研修の受講者を募集します。

日程・研修場所 **7月開催は 7/26(水)・7/27(木)** **8月開催は 8/24(木)・8/25(金)**

＜7月開催＞ 1日目：7月26日(水) 時間 9:45～17:05 2日目：7月27日(木) 時間 9:00～16:20

申込期間 7月3日(月)～7月18日(火) 必着

事前面接 7月20日(木) 時間は申込時にご案内します。

面接場所 姫路市飾磨区野田町127 高田姫路南ビル内 姫路市社会福祉協議会

研修場所 姫路市栗山町151-2 姫路市社会福祉協議会 栗山別館 研修室

＜8月開催＞ 1日目：8月24日(木) 時間 9:45～17:05 2日目：8月25日(金) 時間 9:00～16:20

申込期間 7月3日(月)～8月14日(月) 必着

事前面接 8月16日(水) 時間は申込時にご案内します。

面接場所 姫路市夢前町前之庄2160 姫路市夢前事務所 3F 相談室

研修場所 姫路市夢前町前之庄2160 姫路市夢前事務所 3F 多目的室

注) 連続する二日間の科目(講義12時間)を全て受講する必要があります。

受講料

無料 (ただし、別途テキスト代 1,404円が必要です)

定員

各回20名

受講の対象者

研修修了後、「総合事業訪問生活援助」に従事するパート職員として当協議会と雇用契約ができる方
(給与/時給900円～ ※別途、交通費の支給有り)

※受講の可否は、事前面接後に通知します。

申込方法

所定の申込書を社協ホームページからダウンロードするか電話で請求いただき、必要事項を記入の上、申込期間内に持参するか郵送(必着)にて提出してください。

問い合わせ

姫路市社会福祉協議会 介護事業庶務担当

Tel(079)224-3677

E-mail helper@himeji-wel.or.jp

ホームページ <http://www.himeji-wel.or.jp>



お申込みをお待ちしています。